

鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示案に
対する意見募集の結果について

令和8年8月3日

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室

国土交通省鉄道局技術企画課

鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示案等について、令和8年6月10日（水）から同年7月9日（木）まで意見公募手続を実施しました。

お寄せいただいた御意見を考慮した結果をとりまとめましたので、公表いたします。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

なお、形式的な部分等、御意見によらない技術的な修正を行っております。

記

1. 意見公募の実施方法

(1) 意見公募期間

令和8年6月10日（水）～令和8年7月9日（木）

(2) 意見公募の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-GOV）

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-GOV）、郵送、電子メールを通じた提出

2. 意見公募の結果

意見提出数3件

3. 寄せられた御意見と御意見を考慮した結果

別紙のとおり

以上

パブリックコメントに寄せられた御意見及び御意見を考慮した結果

	御意見	御意見を考慮した結果
1	賛成	ご確認いただきありがとうございます。
2	1. 新旧対照表のレイアウト（PDF 変換・OCR エラー）の修正 提示された新旧対照表の第 1 項から第 4 項は、1 文字ごとに改行されて縦に潰れた表になっており、判読が極めて困難です。 ・改善案：原因となっている PDF の段組み設定、あるいは文章の流し込み枠（テキストボックス）の幅を適切に広げ、第 5 項以降と同様に通常の横書きテキストとして正しく並ぶよう再出力します。国民への周知文書として、最優先かつ容易に修正できるポイントです。 2. 概要への「改正前後の JIS 規格一覧」の追加 概要の「2. 主な改正内容」では「JIS 規格の年号等を更新する改正を行う」としか書かれておらず、具体的にどの規格が対象なのか新旧対照表をすべて読み解かないと分かりません。 ・改善案：概要に以下のような簡易な比較表（テキスト）を 1 つ追加するだけで、読み手の理解度が劇的に向上します。 【JIS B 8272（1993）→ JIS B 8265（2017）に集約】 【JIS B 8275（1993）→ JIS B 8265（2017）に集約】 【JIS B 8271（1993）→ JIS B 8265（2017）に集約】 【JIS B 8270（1993）→ JIS B 8266（2006）に集約】 【「日本工業規格」から「日本産業規格」への文言変更】 3. 用語の表記揺れの統一（「充填」と「充てん」） 新旧対照表の中で、同じ目的の用語であるにもかかわらず表記が混在しています。 ・第 2 項の改正前：最高「充てん」圧力	ご意見いただきありがとうございます。 1. パブリックコメントにて掲載させていただいた改正案（新旧対照表）のファイルにおいて、ご指摘いただいた 1 文字毎の改行は確認できませんでしたので、現案のとおりとさせていただきます。 2. 周知の際にご意見を踏まえさせていただきます。 3. 今回お示ししている改正案で、改正前の「充てん」から改正後の「充填」に表記を統一させていただく趣旨となっております。

	・ 第5項の改正後：容器に「充填」される高圧ガス ・ 第5項の改正前：容器に「充てん」される高圧ガス ・ 改善案：常用漢字表の改定（2010年）以降、公用文でも「充填」と漢字表記することが可能になっています。第5項の改正後で「充填」を使うのであれば、第2項の最高「充てん」圧力についても「最高充填圧力」へと修正（適正化）を統一することで、法令としての美しさと正確性が増します。 4. 附則の施行日プロセスの明確化 新旧対照表の附則が「令和八年 月 日から施行する」と完全に空欄になっています。予定が未定であることは理解できますが、事業者側は準備期間（周知期間）がどれだけあるのか不安になります。 ・ 改善案：「令和八年八月一日から施行する（予定）」と仮の基準日を明記するか、それが難しい場合は概要の「4. 公布・施行予定」の欄に、「公布日から施行日まで、〇ヶ月間の周知期間を設ける予定」といった、事業者が準備期間を予測できる補足を一言添えるだけで親切になります。 これらは、JIS 引用規格の年号見直しという「今回の改正の本質（有識者等の議論の結果）」そのものを変えることなく、文書の体裁や見せ方を整えるだけで即座に対応可能な改善点です。	4. パブリックコメントにおいて添付させていただいている参考資料のとおり、公布・施行は令和8年8月を予定しております。なお、今回 JIS 規格の年号更新を実施していますが、本告示において実質的に引用している部分の内容には変更がなく、実質的な影響がないことから経過措置をおいておりません。
3	該当箇所 概要資料「2. 主な改正内容」 意見内容 今回の改正は JIS 引用規格の更新が中心であり、安全性に実質的な変更がないと考えられますが、その点が一般の国民には分かりにくいと感じました。新旧 JIS 規格の比較結果や、安全性・検査方法に実質的な変更がないことを分かりやすく説明する資料を併せて公表していただきたいと思います。	ご意見いただきありがとうございます。 周知の際にご意見を踏まえさせていただきます。

	理由 専門知識のない一般利用者でも改正内容を理解できるようにすることで、制度への理解と信頼が高まると考えるためです	
--	---	--